

第196回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和3年7月12日

第196回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和3年7月12日(月)
2. 開会時間 午後1時40分
3. 閉会時間 午後2時50分
4. 開催場所 アスト津 4階 アストホール
5. 提出議案

第1828号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(御浜町内 産業廃棄物処理施設)

第1829号議案 名張都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内
における建築形態制限の指定(変更)

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|-------|--------|------------------|-----|--------|
| 1番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 3番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 6番委員 | 松田 弘子 | 津商工会議所 | | |
| 7番委員 | 浅沼 小百合 | 三重県宅地建物取引業協会常務理事 | | |
| 8番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9番委員 | 斎藤 誉 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 和藤 康) |
| 11番委員 | 小林 勝利 | 東海農政局長 | (代理 | 都築 孝彦) |
| 13番委員 | 嘉村 徹也 | 中部運輸局長 | (代理 | 白木 広治) |
| 14番委員 | 佐野 朋毅 | 三重県警察本部長 | (代理 | 高橋 康二) |
| 15番委員 | 岡本 栄 | 三重県市長会副会長 | | |
| 17番委員 | 中瀬 信之 | 三重県議会議員 | | |
| 18番委員 | 小林 貴虎 | 三重県議会議員 | | |
| 19番委員 | 廣 耕太郎 | 三重県議会議員 | | |
| 20番委員 | 野口 正 | 三重県議会議員 | | |
| 21番委員 | 山内 道明 | 三重県議会議員 | | |
| 22番委員 | 奥野 英介 | 三重県議会議員 | | |
| 23番委員 | 市川 岳人 | 三重県市議会議長会会長 | | |

第196回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 古澤次長

大変お待たせいたしました。

松本先生がJRで来られているのですが、雨の影響で少し遅れているという報告が入りました。

出席予定の委員の方々はお揃いになりましたので、ただいまから第196回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の古澤でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 古澤次長

開会にあたり、県土整備部理事の真弓からごあいさつ申し上げます。

理事をお願いします。

○県土整備部 真弓理事

県土整備部理事の真弓でございます。

近鉄の事故の関係で開始時間が遅れましたことをまずはお詫び申し上げます。

それでは、第196回三重県都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

平素は三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて県内における新型コロナウイルスでございますが、三重県独自のリバウンド阻止重点期間が6月末で終了したところでございますが、次の波を起さないためにも継続した取り組みが必要となっております。

当審議会におきましても、オンラインによる参加や会場における換気など感

染防止対策の徹底を図りながら、会議を開催させていただくこととしております。

本日ご審議いただきます議案は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案と、建築形態制限の指定に関する議案の2議案となっております。

委員の皆様には、専門的な立場や、日頃のご活動でお気づきの点など、様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 古澤次長

ありがとうございました。

さて、本日の審議会では、ご審議いただきます議案が2件ございます。

まず、本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、「事項書」と「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」1枚ずつ、「三重県都市計画審議会条例」と「三重県都市計画審議会運営要綱」のホッチキス止め1部、「第195回三重県都市計画審議会議案の手続状況」1枚、緑色の表紙が付いたA4サイズの「議案書」1冊、第1829号議案の6ページについて、国道165号を国道422号と表記誤りがありましたので、「名張都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定（変更）」1枚、青色の表紙で、本日、スクリーンで説明する画面等を綴じている「議案参考資料」1冊、「第197回三重県都市計画審議会 予定議案概要」1枚でございます。

これらにつきましては、リモート参加の方へは一式、事前に配布させていただいております。本日ご臨席の方へは、事前配布のものと、本日お席に配付のものがございますが、不足がございましたら、お教えいただければと思います。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

<委員紹介>

○司会：都市政策担当 古澤次長

それでは、続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方を、ご紹介させていただきます。

委員・幹事名簿の順で紹介させていただきます。

5 番委員、三重県農業会議会長 野呂 政夫 様でございます。
野呂様におかれましては本日ご欠席の連絡をいただいています。
9 番委員、東海財務局津財務事務所長 斎藤 誉 様でございます。
本日は、代理で、和藤 康 様にリモートで参加いただいています。
11 番委員、東海農政局長 小林 勝利 様でございます。
本日は、代理で、都築 孝彦 様にご出席いただいています。
13 番委員、中部運輸局長 嘉村 徹也 様でございます。
本日は、代理で、白木 広治 様 にご出席いただいています。
14 番委員、三重県警察本部長 佐野 朋毅 様でございます。
本日は、代理で、高橋 康二 様にご出席いただいています。
15 番委員、三重県市長会副会長 岡本 栄 様でございます。
17 番委員、三重県議会議員 中瀬 信之 様でございます。
18 番委員、三重県議会議員 小林 貴虎 様でございます。
20番委員、三重県議会議員 野口 正 様でございます。
21番委員、三重県議会議員 山内 道明 様でございます。
22番委員、三重県議会議員 奥野 英介 様でございます。
23番委員、三重県市議会議長会会長 市川 岳人 様でございます。
また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでの参加が
可能であることをお伝えしましたところ、4名の方にリモートでご参加いた
いております。
どうぞよろしく願いいたします。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 古澤次長

本来ですと、都市計画審議会会長の松本様に、三重県都市計画審議会条例第
6条の規定に基づき、議長を務めていただくこととなりますが、JRの関係で
遅れているため、増田委員に代理をお願いしたいと思います。
(増田委員は、条例第4条第3項に基づき、松本会長に予め指名をされてい
る。)

増田委員、議長席の方へ移動をお願いいたします。

※ 増田委員、議長席に移動

<議事録署名者の指名>

○議長代理：増田委員

本審議会の議事録の署名者2名を三重県都市計画審議会要綱第10条の規定により、議長代理から指名させていただきます。

第6番委員の松田委員と、第17番委員の中瀬委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長代理：増田委員

それでは本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

報告いたします。

委員総数24名のうち、リモート参加の方及び委任状の提出がありました4名の代理出席を含めまして、17名の委員のご出席をいただいております。

○議長代理：増田委員

ただいま報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長代理：増田委員

議案の審議に入ります。

まず、審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、原則公開すると規定していますが、ただし書きで、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができるかと定めています。

例えば、個人や法人情報、希少な動植物の生息地を審議する場合などが該当します。

事務局の説明後、そのような内容が含まれている質問や回答が必要な際には、その部分に限り、非公開にしたいと考えております。

非公開の部分の審議につきましては、傍聴の方に一旦退場いただくことにな

りますので、委員の皆様におかれましても、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長代理：増田委員

ただいま事務局から提案がありましたように、原則公開として、三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条の各号に該当し、出席委員の過半数が認める場合は非公開とすることにしてよろしいでしょうか。

※異議なし

○議長代理：増田委員

異議は無いようですので、原則公開で非公開部分の詳細について審議が必要な場合は、その都度確認を行った上で、非公開とすることにします。

<傍聴者報告>

○議長代理：増田委員

それでは、本日の傍聴につきまして、事務局より報告願います。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

本日、一般傍聴の方は 0 名で、報道機関の方 1 名が来られております。

○議長代理：増田委員

傍聴者の方に入場していただきます。

しばらくお待ちください。

※ 傍聴者が入場

○議長代理：増田委員

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。

傍聴の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反したときには注意し、またこれに従わないときは退場していただくこととなりますので、ご了承ください。

また、非公開部分の審議が必要な場合においては、一度ご退場いただくこととなりますので、ご了承ください。

4 三重県都市計画審議会運営要綱の改正に関する報告

○議長代理：増田委員

それではまず事務局からの報告事項として、三重県都市計画審議会運営要綱の改正について報告を受けたいと思いますので、事務局からの報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 大下副課長

県土整備部都市政策課副課長の大下でございます。

それでは報告させていただきます。

お手元の、三重県都市計画審議会運営要綱と書いてある A4 の紙、2 枚もので 3 ページある資料をご覧ください。

今回報告させていただきますのは、運営要綱の改正についてでございます。赤字の部分が改正箇所ですが、主な改正は、運営要綱の 2 ページ目にあります第 10 条の第 1 項の改正についてです。

改正内容は、これまでは、審議会の会議については、「議事録を作成し、議長が指名した委員 2 名が、これに署名捺印するものとする」となっていたところを、「議長が指名した委員 2 名がこれに署名するものとする」ということで、捺印を廃止する変更でございます。

これは国や県で押印廃止見直しに関する基準などが示されまして、見直しの対象を一般の個人の方や事業者などの申請だけでなく、そもそも押印を求める積極的意味合いが小さいものについても、廃止するということになったことから、当要綱についても見直しを行ったものでございます。

今回の改正は、捺印の廃止ということで、都市計画審議会の審議に係る主たる部分ではないことから、本日に先んじまして、令和 3 年 3 月 29 日付で改正した上で、本日報告させていただきました。

三重県都市計画審議会運営要綱の改正についての報告は以上でございます。

○議長代理：増田委員

ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

※質問なし

5 第 195 回都市計画審議会に関する報告

○議長代理：増田委員

では、議案の審議に先立ちまして、前回の第 195 回都市計画審議会に関する

報告があるようですので、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 大下副課長

それでは続きまして議案の審議に先立ちまして、前回の第 195 回三重県都市計画審議会議案に関する報告とその後の手続き状況についてご説明させていただきます。

資料の「第 195 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」をご覧ください。

令和 2 年 12 月 23 日に開催いたしました、第 195 回三重県都市計画審議会でございますが、21 件ご審議いただきました。

順に説明させていただきます。

第 1807 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、松阪市内における既設の産業廃棄物処理施設の処理能力の変更に伴い、敷地の位置が都市計画上支障ないことをご確認いただきましたが、本件は、令和 3 年 3 月 19 日に許可をされております。

続きまして、第 1808 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、伊賀市内におけるバイオガスによる発電等を目的とした、産業廃棄物処理施設の設置に伴う敷地の位置が、都市計画上支障がないことをご確認いただきましたが、本件も、令和 3 年 1 月 22 日に許可をされております。

続きまして、第 1809 号議案と、1810 号議案でございます。

これは、鈴鹿と亀山都市計画道路の変更についてのことで、内容としましては鈴鹿亀山道路を新たに都市計画道路として追加をするとともに、それに関連する都市計画道路の路線につきまして、それぞれ変更を行うことをご確認いただきましたが、本件は、令和 3 年 2 月 16 日に告示をされております。

続きまして、第 1811 号議案「津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更」につきまして、志登茂川浄化センターの区域縮小及び区域縮小に伴う放流渠について変更することをご確認いただきましたが、本件は、令和 3 年 1 月 19 日に告示をされております。

続きまして、第 1812 号議案から 1815 号議案まででございます。

これは、北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合し、いなべ都市計画区域に変更するとともに、都市計画道路及び都市計画下水道をそれぞれ統合しまして、名称を変更すること、また、建築基準法に基づく白地規制の区域を変更することをご確認いただきましたが、本件は、令和 3 年 2 月 26 日に告示をされております。

続きまして、第 1816 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして、都市計画区域マスタープランの改定に伴いまして、区域区分の見直しを行

い、変更をすることをご確認いただきましたが、本件も令和3年2月26日に告示をされております。

続きまして、第1817号議案「松阪都市計画区域区分の変更」につきまして、これも同じく都市計画区域マスタープランの改定に伴い、区域区分の見直しを行い、都市的土地利用を図る区域を市街化区域に編入すること、また、区域区分において、図面表示している行政界の一部に誤りがあり、本来の行政界に合わせて区域区分の変更を行うことをご確認いただきましたが、本件は、令和3年2月26日に告示されております。

最後になります。

第1818号議案から第1827号議案でございます。

これにつきましては、現行の都市計画区域マスタープランの目標年が令和2年度であるため、いなべ都市計画区域の変更も踏まえ、北勢、中南勢圏域内の10の都市計画区域マスタープランについて改定することをご確認いただきましたが、本件も令和3年2月26日で告示されております。

以上でございます。

○議長代理：増田委員

ありがとうございます。

前回の審議事項は大変多かったようではございますけれども順調に進んでいるということのご報告がありました。

以上の報告について何かご質問等ございますでしょうか。

※質問なし

6 議事

(1) 第1828号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長代理：増田委員

それでは本日の議案の審議に入ります。

さて、本日ご審議いただきます議案は、2議案でございます。

第1828号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

三重県建築開発課の阿知和と申します。

よろしく願いいたします。

第1828号議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政

庁である三重県知事から付議します「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、ご審議いただくものでございます。

スクリーンをご覧ください。

建築基準法第 51 条により、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、そして、産業廃棄物処理施設など「政令で定める処理施設」は、都市計画決定されたものでなければ、新築などをしてはならないと規定されています。

しかし、ただし書きにおいて、「都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない」とされており。

「その他政令で定める処理施設」とは、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設などが該当します。

本議案の施設は、廃棄物処理法施行令第 7 条第 8 号の 2 に定める「がれき類の破砕施設」に該当し、その処理能力が 1 日あたり 5t を超えるため、産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条による許可が必要となります。

施設の概要です。

申請者は、株式会社宝龍建設です。

南牟婁郡御浜町柿原地区、引作（ひきつくり）地区にまたがる、約 2 万 3 千平方メートルの敷地において、1 日あたりの処理能力 560t のがれき類の破砕施設を計画しています。

施設では、建設現場などから出た、コンクリートがら、アスファルトがら、コンクリートくずを破砕し、路盤材や土間コンクリートの基礎材などに利用する、再生砕石を生産します。

敷地の位置です。

申請地は、御浜町の中心部である阿田和地区から、西へ 2km 程入った山間に位置します。

申請地の西に県道 141 号、通称オレンジロード、東に県道 62 号が尾呂志川に沿うように通っています。

申請地に最も近い引作地区の集落まで約 300m、同じく最も近い教育施設である県立紀南高校まで約 1.4 km 離れており、さらに先に阿田和中学校などがあります。

また、福祉施設医療施設などは、老人保健施設紀南園、紀南病院などがありますが、いずれも 1.6 km 以上離れております。

施設周辺の航空写真になります。

申請地はオレンジロードから東へ向かう町道に面しており、この町道は、尾呂志川を越えたところで、県道 62 号に交わります。

周囲は山間地であり、オレンジロードや町道沿いには、住宅や工場などが点在しています。

引作集落は、申請地から見て南西側の山を隔てた先にあります。

計画図になります。

計画地に面する町道の幅員は9mあります。

入口を入ると事務所があり、一番奥にがれき類の受入ヤードがあります。

計画地のほぼ中心に破砕機を設置しており、事務所の両側に、製品ストックヤードが2箇所あります。

搬入出経路図です。

まず、町道側から搬入されたがれき類は事務所脇にある計量機で計量し、廃棄物を受け入れヤードにストックします。

次に受け入れたものを破砕機で処理し、2箇所ある製品ストックヤードに保管されます。

搬出にあたっては、再度計量したうえで場外へ搬出します。

機器図です。

破砕機は移動式で、大きさは長さ12.5m、幅2.78m、高さ3.2mとなっております。

破砕機の処理能力は、1日あたり680tですが、破砕後に再生砕石の大きさを調整する振動篩（ふるい）の処理能力が1日あたり560tであるため、施設全体としての処理能力は振動篩の能力で決まっております。

計画地におけるこれまでの土地利用の経緯についてご説明させていただきます。

計画地は、申請者である宝龍建設の所有ですが、それ以前は別の企業の所有であり、がれき類の破砕施設が、平成6年から設置されてきました。

平成13年に廃棄物処理法施行令が改正され、がれき類の破砕施設は、産業廃棄物処理施設と規定されましたが、既設のものは、廃棄物処理施設の設置許可は要しませんでした。

平成20年にこの企業は倒産し、がれき類が放置されていたところですが、平成26年から、宝龍建設が土地を取得し、環境部局と協議のうえ、残置されたがれき類を令和元年までに処分しました。

計画地では、今回初めて建築基準法や廃棄物処理法の許可を得る手続きを進めておりますが、以前から本申請と同様の施設が稼働しておりました。

敷地の位置について、上位関連計画における土地利用上の妥当性など、7項目の観点から、都市計画上支障がないかどうかを検討いたします。

始めに上位関連計画における土地利用上の妥当性です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域にあり、用途上の制

限を受ける場所ではありません。

御浜町は、都市計画マスタープランを策定していないため、敷地の位置について御浜町都市計画審議会に諮っています。

審議会からは、周辺地域への影響が少ないことから、土地利用上支障がないと答申を受けています。

以上より、上位関連計画等における土地利用について、妥当であると考えます。

2点目は施設計画の妥当性です。

環境部局へ提出された産業廃棄物処理事業計画書によると、施設で予定する1ヶ月あたり600tの廃棄物の取扱量に対し、破碎の処理能力及び受入ヤード・製品ヤードの受入容量には、十分な余裕があります。

以上のことから、施設の処理能力、スペース確保の点で、施設計画は妥当であると考えます。

3点目は事業計画の妥当性です。

操業時間は、午前8時から午後5時まで、1日あたり最大8時間の運転となり、夜間の操業はありません。

人員体制としては、週40時間をクリアする人員を配置します。

以上のことから、事業計画において妥当であると考えます。

4点目は環境対策の妥当性です。

環境対策については、騒音、振動、悪臭、大気、水質の5点について、妥当性を検討します。

はじめに騒音・振動対策です。

実際に使用する機器データを元に、発生源から35m離れた地点における、騒音・振動の予測を行っており、ともに三重県生活環境の保全に関する条例で定められた排出基準以下となっています。

なお、騒音については、破碎機の周囲に防音シートを設置したケースでの、予測値となっていますが、最寄りの住家から約70m離れた位置に破碎機を置くことから、排出基準は十分クリアしています。

続いて悪臭についてです。

今回、悪臭の発生する廃棄物の取扱いはありません。

大気については、散水設備や散水車により粉じんの発生の防止措置を行います。

次に水質への対策についてです。

排水経路についてご説明します。

敷地全体の流末となる位置に設けた沈砂池から河川へ雨水を放流します。

水質への対策として、沈砂池により、雨水排水による土砂や濁水の流出を抑

制します。

なお、破碎処理による汚水の発生はありません。

以上より、騒音・振動について排出基準に適合させるとともに、大気・水質への対策を実施することから、環境対策において妥当であると考えます。

なお、これらの環境対策は、廃棄物処理法における産廃施設の設置許可にあたり、環境部局と協議済みの事項です。

5 点目、搬入搬出計画の妥当性です。

運搬車両は 10 t 車で、1 日あたり 3～6 台ほどを見込んでいますが、周辺の交通量は少ないことから、交通負荷はほぼ変わらないと考えます。

また、周辺に人家は少なく、前面道路は通学路の指定もないため、近隣住民の生活への影響は少ないと考えられます。

以上のことから、周辺交通への影響の点において、搬入、搬出計画は妥当であると考えます。

6 点目、関係機関との協議です。

環境部局とは、県の産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議が完了しており、施設の設置許可の手続きを進めているところです。

開発部局からは、新たな造成行為はないため、開発許可は要しないと判断されています。

御浜町より、本許可申請に対して、周辺環境への影響が少なく、以前に同様の施設が稼働していたことから、土地利用上支障がない旨の意見をいただいています。

また、敷地にある法定外公共物について、占用許可を取得しています。

以上より、関係機関との協議において妥当であると考えます。

最後に地元との協議における妥当性についてです。

本計画について、近隣の柿原地区、引作地区の区長に説明を行い、了解を得ています。

敷地境界から 100m 以内の、住宅や事業所からも了解を得ています。

以前に、同様の施設を稼働しており、ダンプカーも通行していましたが、騒音への苦情もなく、本計画に理解を得られています。

以上により、地元との協議において妥当であると考えます。

以上の 7 項目の妥当性により、都市計画上支障がないと認められると判断します。

第 1828 号議案のご説明は以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

松本会長がお見えになりましたので、ここからは議長をお願いしたいと思います。

増田委員、議長代理ありがとうございました。

松本会長、よろしく申し上げます。

○議長：松本会長

大変申し訳ございませんでした。

人身事故で近鉄が止まってJRに乗ってきたのですが、今度はJRが雨のために遅延しておりまして大変遅れて申し訳ございませんでした。

どうぞお許してください。

それでは私が参加したことによって人数が変わったということでございますので、本日出席しております委員の人数につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

報告いたします。

委員総数 24 名のうち、リモート参加の方及び委任状の提出がありました 4 名の代理出席を含めまして、18 名の委員のご出席をいただいております。

○議長：松本会長

はい、ということで人数は変更となっておりますが、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、成立ということでこのまま進めさせていただきたいと思います。

それではただいまの議案に関しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

マイクをお持ちしますので少々お待ちください。

○松田委員

受け入れしがれきは、すべて製品になってまた出荷ということですか。

それとも、がれきを破碎して、どこかに残っていく部分というのはあるのでしょうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

基本的には出荷されていくということで聞いております。

○松田委員

先日からの熱海の事故を受けて、この辺もたくさん雨が降るところで、勾配の激しい土地柄だと思いますが、そういうところで、がれきを破碎したものが残っていくというのはどうなのかなと思いましたので、すいません、ありがとうございます。

○議長：松本会長

そうしますと、その場に野積みされているような状況は生じないということですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

一定期間、ストックヤード、製品ヤードに留め置かれるという点は、計画上そういうことなのでやむを得ないとは思いますが、基本的には出荷されていく、その空きが出たらまた搬入されてくるという状況になろうかと思えます。

○議長：松本会長

なるほど、積まれて処理されてまた運ばれていって、グルグル回っていくということですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

ということだそうです。
ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。
では増田委員お願いします。

○増田委員

沈砂池についてなんですけれども、これまでこの地域の部分は小さい沈砂池で十分だったということでしょうか。
沈砂池が小さいと思うんですけれども。

○議長：松本会長

いかがでしょうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

ご質問の意図はこの敷地に対して沈砂池が小さいのではないかとこのところだと思いますが、舗装等をかけてある敷地ではないので、多くの部分は、自然に浸透するものもあろうかと思えますし、また周辺は、谷間もございまして、自然に外に流れていく部分もあろうかと思えます。

しかしながら現地を見たところによりますと、一定沈砂池の中に、引き込まれて、水が流れて集まっているような状況というのは見て取れましたし、また約 300mm から 400mm ぐらいの配水管を備えて、沈砂池からの上積みを流すという状況だと思えますが、その部分にも、草や木といったものが詰まって有効に機能していないということもなく、また沈砂池の中には、粒径の細かい泥状のものが溜まっていたので、これは一定沈砂池として有効に機能しているのかなというふうに見て取れました。

現地の状況としては、そういったところを総合しますと、ある程度はこの沈砂池でも、有効に機能して、今までやってきたのかなというところは、見て取れました。

○議長：松本会長

よろしいですか。

○増田委員

はい。

○議長：松本会長

ちなみに基準では、時間何 mm までの雨量に対応するだけの貯留量が確保されているのですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

沈砂池としての基準というのを我々の方で審査をしているわけではございませんので、そこまでのところは、申し訳ございませんが。

○議長：松本会長

いずれもある基準があってその基準に従った形での容量は確保いただいているということですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

例えば開発許可を取って、新たに設けるということだとそういったところの審査も、一定されるのかとは思いますが、もともともう20年、30年ぐらい前からずっとこのような状況で使われてきているものですので、今こういう基準だからということで、適用させるというのはちょっと難しいのかなというふうには思います。

○議長：松本会長

そういうことですね、他で言うと既存不適格みたいな形になるわけですね。不適格かどうか知りませんが、既存はやられていたってことですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

なるほど。

一方で、今日私も雨で遅れたのですが雨の降り方が変わってくる中で、やはり、今回は舗装がされてないというようなところで、そこへ他への流出もあるような状況だと思いますが、本当は安全側で施設の整備ってというのは行っていたといいのだろうなという気はしておりますが、審議会でどうこう言えることではありませんが、可能であればそういったことをお伝えいただきながら、流出対策等々できる範囲でお願いしたいということをお伝えいただければという気はしております。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

分かりました。

事業者には、ご指摘、ご意見いただいた旨、伝えたいと思います。

○議長：松本会長

ちなみにですね、ここはアスファルトで覆っていたりはしないということですので他にも流出していくのではないかなと思っています。

特に道路側に出て行くということは無いわけですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

敷地の状況から、道路側の方がレベルは高いです。

道路から入った出入口の辺りに一部アスファルト舗装がかかっている部分もありますが、かなり損傷も激しい状況ということで事業者からは、その損傷している部分は補修してやっていきたいということは聞いております。

○議長：松本会長

そういうことですか。
分りました。
その他いかがでしょうか。
では岡本委員お願いいたします。

○岡本委員

今先生からもありましたが、そんなことでいいのかなと少し疑問に思います。つまり、直接県でなくても、そうしたことは押さえたうえでこちらに上げてくる、そして我々はその結果審議をするものですから、今不備があるというふうに私は思います。

○議長：松本会長

ありがとうございます。
不備があるとまで言い切れるかどうかは分からないにしても、明確な回答がなかったという意味では、疑わざるを得ないということだと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

建築基準法を所管している特定行政庁の指導の範囲でどこまで言えるかなというところは当然ありますので、安全対策が完璧であるというところまで、指導できれば一番いいのしょうけども、なかなか今ご指摘あった部分というのも、確かに不備があるのではないかと、ご意見をお持ちになれる方も、みえるところは事実であると思います。

しかしながら我々としては、そこまで指導する権限がある部分についてはもちろん指導はさせていただきますが、なかなか行き過ぎたところという部分も出てくるかなと思われしますので、その辺りは慎重にさせていただきたいと思えます。

もちろん、今回ご意見いただいたことについては事業者側にも、しっかりとお伝えして、相応な対応を講じていただきたいというふうには考えております。

○議長：松本会長

お願いいたします。

○岡本委員

県がしっかりと責任をお取りくださるというなら別ですけど、我々その県都市計画審議会で、OKを出したから、その責任は何かあった時はお前らだぞって言われるようなことないようにはしていきたいというふうに思います。

○議長：松本会長

ありがとうございます。

今回はもともと使われていた産業廃棄物の処理施設で、今回新たに処理施設として使われるということで、それに対して、新たに例えば沈砂池などを基準に依じて、新設というか増設してもらおうというそもそもそういう方策がないということですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

そうですね、今回新たに沈砂池を拡大するであるとかっていうところはなく、既存のまま用いると、これが一定機能しているのでそのままでもいいのではないかというのが、今の事業者側の考えだと思われまます。

○議長：松本会長

ですので行政としてそういった指導をすることは不可能だということですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

少なくとも我々の特定行政庁サイドからさせていただきますと、ちょっと難しいかなということです。

○議長：松本会長

そういうことですね。

でも一方でこういった雨の降り方等々も変わってきています。

それから熱海の件もあつたりもしますので、当然、地域の方々も含めて関心も高い。

そして心配がされる中で、問題ないでしょうという判断も難しいというようなご意見もあるわけですね。

この後はもう本当にご協力をお願いするしかないのですが、やはり審議会で

出た意見を事業者さんにお伝えいただいて、このような心配があるので、できる範囲で対応をお願いしたいというようなことをお伝えいただくことは可能ですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

それは可能であると考えております。

○議長：松本会長

あるいはこの都市計画審議会として、他にどんな方策があるのですかね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

水質の観点ということだと思いますけれども、環境の指導の要綱の中には、もし濁水が流れるといった事象があった場合には報告を求めるという措置がとれるようです。

そのため我々の特定行政庁マターからは外れますが、環境部局からの指導という点で適切に対応するよう措置していくということになるかと思います。

○議長：松本会長

すなわち何か流出があった場合には、報告を求められることができるということですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

でもあってからってことですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

なかなか事前ということになってくると、今もう環境部局も事前協議を終えていますので、この段階では難しいのではないかなと思います。

○議長：松本会長

ちなみにそういう土砂じゃないにしても、この排水が流出されて影響が受けそうな範囲には人家とか施設とかは無いということによろしかったですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

尾呂志川という河川に流れていきますので、当然河川に沿った形でいくつか人家以外の建物含めてですね、ゼロではないと思います。

○議長：松本会長

でも濁水が流れていくっていう範囲ですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

濁水が流れるということです。

○議長：松本会長

なるほど。

なかなか難しいところがございますが、この都市計画審議会として都市計画法に基づいた範囲では、必ずしもこれを認めないということとはできないということかと思えます。

一方で、この辺は業者さんをお願いすることになりますが、そういった懸念が示されていますので、できる範囲で沈砂池及び雨水の流出抑制の対策をお願いしたいということをお伝えいただくということかと思えますが、いかがでしょうか。

はい、岡本委員お願いします。

○岡本委員

現行の法律の定めるところではそれが限度なのかなと思いますけども、一番問題だと思うのは、一定の基準、あるいは業者が言うてくるから、安全ですという姿勢に対しては、ものすごく危惧を感じるところであります。

しっかりとこの案件を通じて、許可はしたけれど、この辺のところは今後における課題だというようなことを共有していただく、特記していただくということが必要かと思えます。

○議長：松本会長

なるほど。

ありがとうございます。

その辺いかがでしょうか。

まず1点目。

その安全性の確認というのは業者さんから言われたのを一方的に聞いて、安全と判断したのかどうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

安全と判断したというところについては、実際に我々も現地に行っていますし、だから、安全だと確認するというわけではありませんが、一定先程も申し上げましたとおり、設けられた沈砂池も、機能しているように見受けられます。

また管理も行き届いているように見えましたというところから、一定の判断はしております。

なので、そのまま受入れというわけでは決してございません。

○議長：松本会長

一方的に、業者、設置者さんから安全だからといってそれを鵜呑みにして安全と判断したわけではないということですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

当然現地も確認しております。

○議長：松本会長

まずはそういうことだそうです。

それから、モニタリングは可能ですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

実際モニタリングを、こういった施設に対して、継続的にその後の管理状況を追いかけているかと言われるとちょっと我々のサイドでとしてはやってないというのが現実ではあります。

○議長：松本会長

といいますのは、今回の熱海の件もそうですが、恐らく他でも同じような状況が発生していると思いますが、今回開発の許可ではありませんが、何らかの許可を与えた。

ただしそれを超えた行為が行われている可能性があるものの、モニタリングの制度がないが故に、そこはもう完全にやりたい放題になっているような状況が発生していたということですよ。

ですので、今回もこのような懸念があるので、流出量のモニタリングみたいなものができるのであれば、それは一つの、客観的な根拠になり得るなと思ったわけです。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、一つお断りしておきたいのは、我々は敷地の位置の許可権者ということになりますので。

○議長：松本会長

ですからそれは関係部局にお願いすることだと思いますけど。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

そうならざるを得ないというのが現状でございます。

○議長：松本会長

いずれもそれを一つの課題ということでご認識いただきたいということでございますので、県として課題共有をお願いしたいと思います。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、分かりました。

流出量とかそういった排出的なものまで適用されているのかどうかは不明ですが、一応環境との協議の中では3年間記録を保管します。というような記載はあるので、これらについては施設全体、その沈砂池のそういった管理状況も含めて、運転、点検の記録ということで3年間記録を保管するという、環境との事前協議の内容ではあるのですが、そこに今回ご指摘いただいたような、安全対策については3年間という期限つきではないと思いますので、そういったものは、引き続き事業者さんに記録として、保管いただくような形をお願いできればというふうになると思います。

○議長：松本会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○岡本委員

はい、これ以上は申し上げませんが、ずっと伺っていて大変気がかりなことは、委員だからというのではなくて、県民市民として、安全に対する市民県民の安全に対する、危惧というものが、何かひとごとのようにしか捉えられていなくて、もし権能においてできなくても、それはしっかりとあらゆる部局と話を進めて、良い方向性に持っていくということが大事なことでないかと、そ

の姿勢だけしっかり、お示しいただければ私はいいと思いますけれども、その辺がいかにも脆弱な感じがして、県民として不安を覚えざるを得ないということです。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

これは都市計画部局だけの話ではないと思いますが、そういった課題があるということで、関係部局と情報共有いただきながら、県としての対応、また検討いただければいいかなと思います。

もし何かご回答ございましたら。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、ご指摘を真摯に受けとめさせていただきたいと思います。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

他のところでもそうですけど、例えば雨量に関しましても、基準雨量というのはかなり低い雨量でしか整備ができてないというのが現実だと思っております。

でも今は本当に雨の降り方が変わってきておりますが、その雨量に全部に対応できるかというとなかなかそれは財源的にも非常に厳しいというのもあります。

ただし、だからといって基準が例えば 30mm なら 30mm に達しているから安全だということでは決してないということだと思いますので、そこはですね、やはり危険リスクというのをしっかり認識しながら、必要な対策をとっていただくような、あるいはそれを関係部局と共有していただく、そういうふうな体制をとってもらえればと思います。

はい、どうもありがとうございました。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

ありがとうございます。

○議長：松本会長

その他いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○廣委員

はい、1点確認ですが、騒音とか振動の部分につきましてですね、対象時間が8時から19時と、これは時間の区分だと思うのですが、事業の作業時間はあくまでも17時までということによろしいでしょうか。

○議長：松本会長

はい、お願いいたします。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、昼間における環境の基準ということになります。
夜は作業しませんので、昼間の時間単位での基準ということになります。

○廣委員

はい、区分の基準ですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

夜は作業するわけではないということで基準値の区分として書かれているということですね。

はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

リモートの方ももしございましたら。

はい、では浅沼さんお願いします。

○浅沼委員

浅沼です。

審議の内容はないのですが、リモートですので、会場内が小さいものですから、ご質問やご意見いただく方のお名前をいただくと助かります。

○議長：松本会長

申し訳ございません。

私が本当は、はい、何番何々さんと申し上げればよかったですのですがすみません。

最初は6番の松田さんからご意見いただいております。

熱海の件ですね。

それから 8 番の増田さんから沈砂池のこと。

それから 15 番の岡本さんから安全に対する懸念ということでお話いただいております。

それから今の基準はですね 19 番の廣さんからご質問いただいております。

○浅沼委員

ありがとうございます。

○議長：松本会長

申し訳ございませんでした。

今後気を付けます。

確かにそちら側の画面から見ますと小さいですよ、申し訳ございません。

その他いかがでしょうか。

1 点私から、すいません。

今回ですね、敷地が赤い線で囲まれた範囲になっておりますが、現実には、横まで繋がった広い敷地が使えるようになってきているかと思いますが、その敷地を越えたところの利用があるのかどうか、それからそういったところでの行為が行われるのかどうか、あるいはそこは規制がかけられるのか、そのへんはどういう形になるのでしょうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、おっしゃる通り、今回の計画地というのが計画図ご覧いただいても分かるように非常にいびつに、デコボコとしたような形で設定されておりますが、その周辺も含めて今回の申請者が所有をしております。

平たい部分については、概ねこの申請者が所有している土地だというふうに聞いております。

そうは言っても、一体的な利用があるのかどうかというところですけども、この 51 条の許可対象施設としての一体的な利用は無いと聞いております。

ただ車両の転回を行ったり、そういった形で一定、どうしてもまたいでしまう部分というのはあるのかなという、これはもうやむを得ないのかなということと伺っております。

○議長：松本会長

行き来は自由にできますが、そこで廃棄物処理の行為が行われることはないということによろしいですか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、それは無いと聞いております。

○議長：松本会長

ちなみに敷地は囲われてないようですが人の出入り自由にできるのでしょうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

今回のこの赤い点々のところと隣接する、その平たい部分については自由にできるような状況です。

南西の申請地と書いてある辺りは、かなり急峻な山が迫っておりますし、ちょうど受け入れヤードと書いてあるところから南の方へ向かってこの辺りちょっと平場があって、自己所有地ですけども、その先とかですね、あと東側っていうのは、谷へ落ちていくような形になりますので、普通の人は容易に入って来られないような自然地ということになります。

一方、道路からは比較的簡単に入れてしまうので、こちらについては環境の審査基準で、ゲートを作るということで、侵入防止の措置がなされるということ聞いております。

○議長：松本会長

なるほど、わかりました。

じゃあ、子供たちが勝手に遊んでいて入ってくれるような環境ではなくなるということよろしいということですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

わかりました。

ありがとうございました。

○議長：松本会長

はい、その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、そうしましたら先ほどからご意見いただいておりますように、雨水の流

出ですかね、あるいは濁水の流出については懸念がある。

ただし、事実として、それを超えるかどうかというのは分かりませんので、この都市計画審議会では、流出対策ということでできる範囲でお願いしたいということをお伝えいただき、それから環境部局の方で、運行と操業に関しては記録を取るということで、同じように環境対策ということで流出量等々の記録も、3年間の保持をお願いしてもらおうということによろしいですかね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

はい、それを前提といたしまして、特にご意義ということではないかと思えますので、今回の内容に関しましては、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

リモートの方、できましたら異議なしということで(用紙を)掲げていただけますとありがたいです。

※異議なし

はい、ありがとうございました。

それではご異議なしということでございますので、第1828号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきましては原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案どおり答申いたします。

ただし先ほど申し上げましたように、事業者さんへのご協力のお願い、それから環境部局へのお願いを並行してお願いしたいと思えます。

以上でございます。

ありがとうございました。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

ありがとうございました。

(2) 第1829号議案「名張都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の指定(変更)」

○議長：松本会長

続きまして、第1829号議案「名張都市計画区域のうち用途地域の指定のな

い区域内における建築形態制限の指定変更」につきまして、事務局からご説明
お願いいたします。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい、同じく三重県建築開発課阿知和よりご説明させていただきます。

第 1829 号議案は、名張都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域にお
ける建築形態制限の指定(変更)についてご審議いただくものです。

まず、案件の説明に入ります前に、白地地域の建築形態制限の指定について、
制度の概要を簡単に説明させていただきます。

議題の案件名をご覧くださいますと、「都市計画区域のうち、用途地域の指
定のない区域」とありますが、これを白地地域と呼んでおります。

例えば、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めている都市計画区域
では、市街化調整区域が白地地域にあたります。

区域区分が定められていない都市計画区域では、用途地域が指定されていな
い区域が白地地域になり、用途地域の指定が全くない都市計画区域では、都市
計画区域の全域が白地地域ということになります。

なお、今回の議案の名張市については、画面で言いますと真ん中、亀山市や
伊勢市と同様、区域区分の無い用途地域指定の有る都市計画区域ということ
になります。

次に建築形態制限についてですが、これは地域の土地利用の状況に応じた規
制・誘導を図る目的で、敷地面積や前面道路の幅員に対応して建築物の大きさ
や高さを制限するものです。

ここでは建蔽率制限、容積率制限、道路高さ制限、隣地高さ制限の 4 つを総
称して建築形態制限と呼んでいます。

この白地地域の建築形態制限は、建築基準法の規定によりまして、建築物の
確認審査や検査等を行う特定行政庁が、土地利用の状況等を考慮して、その数
値を全ての白地地域について指定するよう定められています。

今回ご審議いただく名張市では、一部の権限のみを有する限定特定行政庁が
設置されているため、三重県が指定することとなります。

また、数値を決定する際には、都道府県の都市計画審議会の議を経る必要が
あるため、今回ご審議いただくものです。

以上が制度の概要になります。

それでは、改めまして第 1829 号議案について説明させていただきます。

画面では名張都市計画区域を表示しており、緑色及び桃色で塗られた部分が
白地地域となっており、灰色で塗られた部分は、用途地域が指定されている区
域です。

白地地域の建築形態制限としては、大部分において緑色の一般基準と呼ばれる容積率 200%、建蔽率 60%、道路高さ制限 1.5、隣地高さ制限 1.25 としております。

桃色で塗られた地区は、良好な住環境を形成するため、都市計画法第 41 条による形態制限に整合した特殊基準としており、容積率 100%、建蔽率 60%、道路高さ制限 1.25、隣地高さ制限 1.25 としているケースなどがあります。

名張市では、人口減少及び高齢化が進展する中、持続可能な都市を目指し、平成 21 年に改定した名張市都市マスタープランにおいて、現在の分散型の都市構造から集約連携型都市構造への転換を図ることを基本的な方針として示しています。

また、その実現に向けて多様な拠点の形成を目指し、平成 26 年に「名張市用途地域等の見直し方針」を策定し、白地地域における住宅地・工業団地への用途地域等の指定を進めています。

今回、白地地域の一部において、名張市が令和 3 年 4 月 1 日に用途地域を指定したことなどに伴い、その区域の建築形態制限の指定を解除します。

具体的には、特殊基準地区であった、さつき台、つつじが丘及び百合が丘地区において、用途地域指定がされ、都市計画において容積率、建蔽率、高さ制限が定められたため、これまで指定していた特殊基準の制限を解除します。

また、さつき台及び百合が丘において、これまで用途地域指定した区域と一体的に特殊基準が定められていたものの、用途地域指定を行わず住宅地として今後利用が見込めない区域を隣接する地域と同じ一般基準に変更します。

では、ひとつ目のさつき台から説明いたします。

スクリーンではさつき台地区の周辺を表示しており、緑色及び桃色で塗られた部分が白地地域となっています。灰色で塗られた部分は、用途地域（第一種中高層住居専用地域）が指定されている区域です。

これまでの白地地域の建築形態制限としては、桃色で塗られた区域においては、容積率 100%、建蔽率 60%、道路高さ制限 1.5、隣地高さ制限 1.25 としており、灰色の区域も用途地域が指定される以前は、同じ制限が課されてきました。また、東側に隣接する緑色で塗られた一般基準地区においては、容積率 200%、建蔽率 60%、道路高さ制限 1.5、隣地高さ制限 1.25 となっております。

今回、この桃色の区域については、今後住宅地として利用が見込めないこともあり、市が用途地域指定を行わなかったため、隣接する一般基準に変更するものです。

続きまして、百合が丘地区の変更についてご説明いたします。

スクリーンでは百合が丘（1）地区の周辺を表示しており、緑色及び桃色で

塗られた部分が白地地域となっています。

灰色で塗られた部分は、用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域）が指定されている区域です。

これまでの白地地域の建築形態制限としては、桃色で塗られた区域においては、容積率 100%、建蔽率 60%、道路高さ制限 1.5、隣地高さ制限 1.25 としており、灰色の区域も用途地域が指定される以前は、同じ制限が課されていました。また、南側に隣接する緑色で塗られた一般基準地区においては、容積率 200%、建蔽率 60%、道路高さ制限 1.5、隣地高さ制限 1.25 となっております。

今回、この桃色の区域については、今後住宅地として利用が見込めないこともあり、用途地域指定を行わなかったため、隣接する一般基準に変更するものです。

画面は今回の建築形態制限の指定値を表示しており、青色の括弧書きが変更前の指定値となっています。

ご覧のとおり、百合が丘（1）、（2）、（3）、さつき台、つつじが丘（1）、（2）の指定を解除し、一般地域である、上記を除く都市計計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域の面積を修正しております。

以上で、第 1829 号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの議案に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特殊基準から用途地域を指定したということでございますが、一部に関しては開発の見込みがないということで外したという、そういうお話があったかと思えます。

すいません、私から 1 点だけ。

百合が丘の北側斜面のところがここだけ窪んだ形で入っているのですが、これは土地の区分の関係でこういうふうになったということでしょうか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

ここについては、名張市にも確認させていただいたのですが、土地の所有者の都合と、あとは地番の割りというか、そこでこのような形になっているということは聞いております。

○議長：松本会長

なるほど、わかりました。

そういうことで地番境とか町境とか字境とかそういった形でこういうような多少変わった形も出てくるという理解でよろしいですね。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

はい。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

それでは特にご異議がございませんようですので、原案が適切であると判断することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

はいどうもありがとうございました。

それではご異議なしということでございますので、第 1829 号議案「名張都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の指定(変更)」につきましては、原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案通り答申いたします。

ありがとうございました。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

ありがとうございました。

7 第 197 回都市計画審議会予定議案について

○議長：松本会長

それでは最後に次回審議会につきましての連絡を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市政策課 大下副課長

それではお手元の資料の「第 197 回三重県都市計画審議会 予定議案概要」と書かれております、A4、1 枚ものの資料をご覧ください。

次回の都市計画審議会の案件でございます。

1件ございます。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置ということで、許可権者は松阪市になりますが、松阪市内における産業廃棄物処理施設、汚泥、廃油、廃プラスチック及びその他の産業廃棄物の焼却施設を設置することに伴い、その敷地の位置について都市計画上支障がないことをご確認いただくという案件でございます。

なお、審議会の日程につきましては現在調整中でございますので、決まり次第、改めて委員の方に、ご案内をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思っております。

※意見なし

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

以上をもちまして議事終了とさせていただきたいと思っておりますが、すみません、今日って何時から開始されたのですか。

○事務局：都市政策課 大下副課長

13時半過ぎからです。

○議長：松本会長

本当に申し訳ございませんでした。

皆さんの貴重なお時間いただいたという結果になってしまったようで、本当に申し訳ございませんでした。

ご容赦いただければと思います。

はい、以上をもちまして議事を終了させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

では進行を事務局にお返しいたします。

8 閉会

○司会：都市政策担当 古澤次長

松本議長様、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

リモート参加の皆様もありがとうございました。

これをもちまして、第196回都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終)